

## サービス提供証明書とは

利用者（被保険者）から10割分のサービス費を支払ってもらった時に、サービス内容を証明するものとして事業所が利用者へ交付しなければなりません。

利用者は、事業所から交付されたサービス提供証明書をもって、介護保険の給付を受ける申請をすることとなります。

### 《参考》

#### **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**（平成11年厚生省令第37号）

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

#### **指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準**（平成11年厚生省令第38号）

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第11条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

※ 他の居宅サービス、基準該当居宅サービス及び施設サービスの場合も同様です